

令和3年度介護従事者処遇状況等調査結果のポイント

- 介護職員等特定処遇改善加算を取得している施設・事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、令和2年と令和3年を比較すると7,780円の増となっている。
- なお、同加算の効果として、令和3年度に新たに取得している施設・事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額をみると、令和2年と令和3年を比較すると13,410円の増となっている。

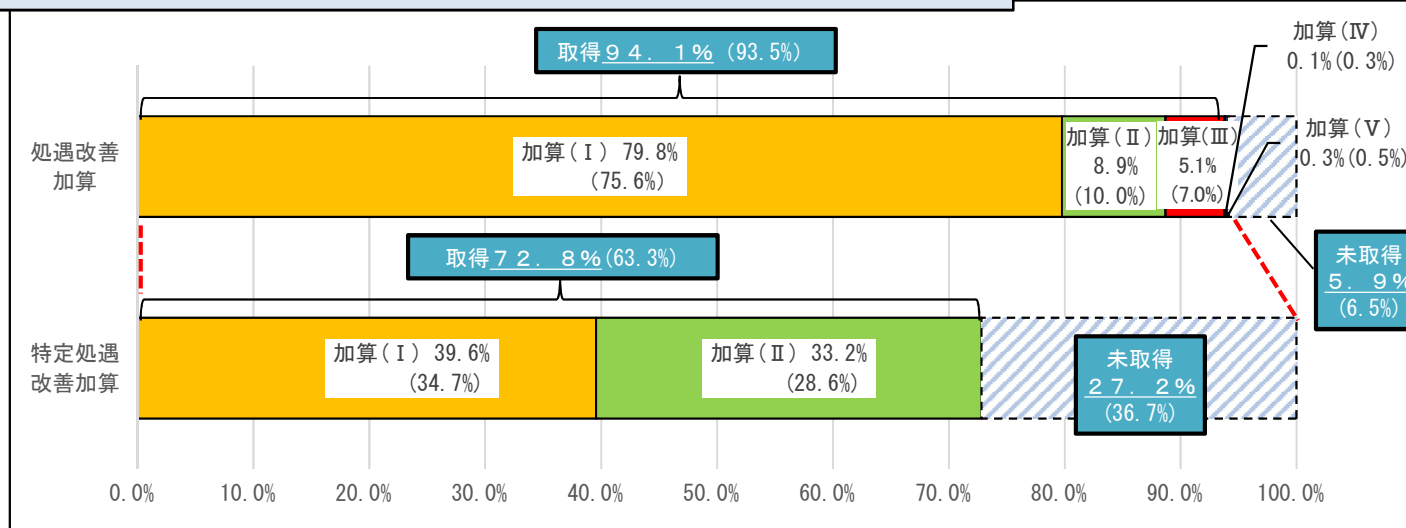
平均給与額（月給・常勤の者）	令和3年9月	令和2年9月	差額
特定処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅱ）を取得している施設・事業所の介護職員	323,190円	315,410円	7,780円
うち、令和3年度に新たに同加算を取得している施設・事業所の介護職員	293,800円	280,390円	13,410円

- ※1 調査対象となった施設・事業所に令和2年度と令和3年度ともに在籍している者の平均給与額を比較している。
- ※2 平均給与額 = 基本給（月額）+ 手当 + 一時金（4月～9月支給金額の1/6）
- ※3 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

給与等の引き上げの理由（複数回答）

令和3年度介護報酬改定を踏まえて引き上げ	特定処遇改善加算を踏まえて引き上げ	処遇改善加算を踏まえて引き上げ	左記に関わらず引き上げ
9.5%	23.1%	15.2%	60.5%

処遇改善加算・特定処遇改善加算の令和3年度の取得状況（加算の種類別）



- ※1 特定処遇改善加算の取得割合は、処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）の事業所に対する割合
- ※2 括弧は令和2年度調査時の取得割合

1 特定処遇改善加算を配分した職員の範囲（複数回答）

経験・技能のある介護職員	92.0%
他の介護職員	85.0%
その他の職種	53.3%

看護職員	72.9%
生活相談員・支援相談員	65.8%
事務職員	61.1%
介護支援専門員	47.1%

※ 上位4職種を掲載

2 経験・技能のある介護職員の賃金改善の状況（一部複数回答）

月額平均8万円以上の賃金改善を実施	11.4%
改善後の賃金が年額440万円以上となる賃金改善を実施	40.8%
既に賃金が年額440万円以上となっている者がいる	38.5%
月額平均8万円以上となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者を設定できなかった	32.8%

3 特定処遇改善加算の届出を行わない理由（複数回答）

賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑	42.2%
職種間の賃金バランスがとれなくなることが懸念	40.2%
賃金改善の仕組みの定め方がわからない	33.9%
介護職員間の賃金バランスがとれなくなることが懸念	33.4%

※ 上位4つを掲載